

計量制度検討小委員会報告書に例示された特定計量器の利用状況等

	特定計量器の名称	取引又は証明に用いる 主な利用者	取引又は証明の主要な用途	関係する法令など
1	手動天びん 及び 等比皿手動はかり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局、病院</li> <li>・ 計量士</li> <li>・ 適正管理事業所</li> <li>・ 計量器製造事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬の調剤又は販売のための 質量の計量</li> <li>・ 分銅の校正のための質量の 計量</li> </ul>	
2	分銅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局、病院</li> <li>・ 計量士</li> <li>・ 適正管理事業所</li> <li>・ 計量器製造事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分銅、非自動はかりの校正</li> <li>・ 手動天びん及び等比皿手動 はかりとともに使用</li> </ul>	
3	ガラス製温度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒造業者</li> <li>・ 石油卸売業者</li> <li>・ 高圧ガス製造事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税申告のためのアルコール 濃度の計量におけるア ルコール温度の計量</li> <li>・ 揮発油税申告のための揮発 油量の計量における揮発 油の温度の計量</li> <li>・ 高圧ガスの製造設備の比較 のための温度の計量（みな し証明）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）</li> <li>・ 揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号） [ 揮発油その他の石油類の数量測定に流量 計を使用する場合の取扱いについて（昭和 42 年蔵関第 3223 号）]</li> <li>・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）[ 製造施設の位置、構造及び設備 並びに製造方法等に関する技術基準の細目 を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示 第 291 号）]</li> </ul>

	特定計量器の名称	取引又は証明に用いる 主な利用者	取引又は証明の主要な用途	関係する法令など
4	ベックマン温度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ型熱量計の使用者</li> <li>・試験機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ型熱量計を用いた熱量の計量における温度の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号) [建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成12年建設省告示第1446号)]</li> </ul>
5	ガラス製体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師</li> <li>・一般消費者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書に記載する体温の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法(昭和35年法律第145号)</li> </ul>
6	抵抗体温計	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法(昭和35年法律第145号)</li> <li>・薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)</li> </ul>
7	排ガス積算体積計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等の操業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に報告する工場等から排出するばい煙の総量の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)</li> <li>・都道府県の公害防止条例</li> </ul>
8	排水積算体積計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等の操業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に報告する工場等から排出する排水の総量の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)</li> <li>・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)</li> <li>・都道府県の公害防止条例</li> </ul>
9	量器用尺付タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油卸売業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリンスタンド等に販売する石油等の計量</li> </ul>	

	特定計量器の名称	取引又は証明に用いる 主な利用者	取引又は証明の主要な用途	関係する法令など
10	排ガス流速計	・工場等の操業者	・都道府県に報告する工場等 から排出するばい煙の総 量を算出するためのばい 煙の流速の計量	・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） ・ダイオキシン類対策特別措置法（平 成 11 年法律第 105 号） ・都道府県の公害防止条例
11	排水流速計	・工場等の操業者	・都道府県に報告する工場等 から排出する排水の総量 を算出するための排水の 流速の計量	・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号） ・都道府県の公害防止条例
12	アネロイド型圧力計	・高圧ガス製造設備等 の製造事業者 ・鉄道事業者 ・高圧ガス製造事業者	・圧力容器の成績証明のため の圧力の計量 ・鉄道のブレーキ圧力の計量 （みなし証明） ・高圧ガスの製造設備の比較 のための圧力の計量（みな し証明）	・軌道法（大正 10 年法律第 76 号）[ 軌 道建設規程（大正 12 年内務・鉄道省令第 1 号）第 22 条第 4 項及び無軌条電車検査規 則（昭和 25 年運輸省・建設省令第 1 号） 第 39 条第 7 号で規定する備え付けなけれ ばならない圧力計 ] ・鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号） [ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令 （平成 13 年国土交通省令第 151 号）] 第 79 条第 1 項 の規定により運転に必要な設 備として設けられた圧力計 ] ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）[ 製造施設の位置、構造及び設備 並びに製造方法等に関する技術基準の細目 を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示 第 291 号）]

	特定計量器の名称	取引又は証明に用いる 主な利用者	取引又は証明の主要な用途	関係する法令など
13	アネロイド型血圧計	・医師、看護師 ・一般消費者	・診断書に記載する血圧の計量	・薬事法（昭和 35 年法律第 145 号） ・薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）
14	排ガス流量計	・工場等の操業者	・都道府県に報告する工場等から排出するばい煙の総量を算出するためのばい煙の流量の計量	・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号） ・都道府県の公害防止条例
15	排水流量計	・工場等の操業者	・都道府県に報告する工場等から排出する排水の総量を算出するための排水の流量の計量	・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号） ・都道府県の公害防止条例
16	ポンベ型熱量計	・一般計量証明事業者（熱量）	・石炭、石油、廃棄物固形化燃料などの燃料がもつ熱量の計量	
17	ユンケルス式流水型熱量計	・都市ガス及び液化石油ガスの供給者	・ガスの供給約款に規定する供給条件を遵守するため、供給する熱量を管理するための供給ガスの熱量の計量	・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）

	特定計量器の名称	取引又は証明に用いる 主な利用者	取引又は証明の主要な用途	関係する法令など
18	重ボーム度浮ひょう	・酒造業者	・成分ラベル表示のための日本酒度の計量 ・酒税の還付申告に係る比重の計量に代替する日本酒度の計量	・酒税法（昭和28年法律第6号）

注：特定計量器の順序は、政令に規定順。特定計量器を特定するための目量等の規定は、省略。